

データホテルSSLクーポン販売規約

第1条（定義）

データホテルSSLクーポン販売規約（以下「本規約」といいます。）で用いる用語の意義は次のとおりとします。

「SSLサーバ証明書」	SSL (Secure Sockets Layer) 暗号化通信を行うための電子証明書を指します。
「クーポン」	各認証局が提供するSSLサーバ証明書又はコードサイニング証明書と引き換えることができる、認証局から発行された文字列を指します。
「認証局」	SSLサーバ証明書及びコードサイニング証明書の発行並びに失効を行う機関を指します。
「CPS」	認証局が定める認証局運用規程を指します。
「認証局の規程等」	CPSをはじめとする、認証局が定める規程、規約、規約等を指します。
「本契約」	当社と契約者間で締結するクーポンの売買契約を指します。
「契約者」	当社と本契約を締結する法人を指します。

第2条（規約の適用）

- 1 NHNテコラス株式会社（以下「当社」といいます。）は、本規約を定め、契約者が本規約の内容を遵守することを条件として、クーポンを販売します。
- 2 本規約と認証局の規程等とに矛盾又は抵触する規定がある場合、認証局の規程等が優先して適用されるものとします。

第3条（本契約の内容）

本契約はクーポンの売買を目的とする契約であり、各認証局に対する申請及びSSLサーバ証明書の発行、有効期限管理、その他各認証局に対する個別のSSLサーバ証明書に関する質問への回答などは、本契約の内容に含まれておりません。

第4条（契約の成立）

- 1 クーポンを購入しようとする方は、本規約の内容に同意のうえ、当社が別途定める方法によって本契約の申し込みを行います。
- 2 当社は前項の申し込みに対して、当社の裁量によりその諾否を決定するものとし、次の各号に掲げる場合のほか、申し込みに対する承諾をしない場合があるものとしま

す。

- (1) 申込者が、クーポンの対価を含む当社又は当社のグループ会社のサービス料金、費用、割増金若しくは遅延損害金の支払を怠り、又は怠るおそれがある場合
 - (2) 申込者が、当社又は当社のグループ会社のサービスの信用を毀損するおそれがある場合
 - (3) 申込者が、第15条（反社会的勢力の排除）第1項各号のいずれかに該当し、又はその可能性があるとして当社が判断した場合
 - (4) 申込書等に虚偽の記載があった場合
 - (5) クーポンの販売が技術上困難と考えられる場合
 - (6) 前号までのほか、当社の業務遂行上支障があり、当社が本契約を締結することが適当でないと判断した場合
- 3 当社が第1項の申込みに対して承諾する場合には、当社は申込者に対して書面又は電子メールによって承諾の通知をします。
 - 4 契約者は、本規約の内容に同意したものとみなされます。

第5条（情報提供）

- 1 契約者は、クーポンの購入のために、当社の求めに応じて速やかに必要な情報又は書類（以下「情報等」といいます。）を当社に提出するものとし、当社は情報等に基づきクーポンを販売するものとします。
- 2 契約者は、当社に提供するすべての情報等が正確であることを表明し、保証するものとします。
- 3 前項の規定にかかわらず、契約者が提出した情報等に誤りがあった場合には、契約者は、速やかに正しい情報等を当社に提供するものとします。但し、この場合であっても、当社に損害が生じたときには、契約者は当社に生じた損害を賠償する責任を免れないものとします。

第6条（禁止事項）

- 1 契約者は、法令に違反し、又は公序良俗に反する行為を行ってはならないものとします。
- 2 前項に反することにより発生した全ての損害について、当社は一切の責任を負わないものとし、また、契約者は当社に一切の損失を発生させないことに同意するものとします。

第7条（免責）

- 1 当社は、クーポンの完全性、確実性などについて、いかなる保証も行わないものとします。

2 当社は、当社の故意・過失の有無を問わず、以下の事項を起因として契約者に発生した損失、損害、その他について責任を負わないものとし、契約者はこれに同意するものとします。

- (1) SSLサーバ証明書及びコードサイニング証明書の使用並びに失効
- (2) クーポン販売事業の廃止・中断・遅延
- (3) 認証局のサービスの廃止・中断・遅延
- (4) 認証局の管理するサーバを含むシステムの不具合、あるいは誤作動
- (5) クーポン販売事業にかかるシステムの不具合又は誤作動
- (6) 認証局の登録情報データベースへの第三者の侵入による登録情報消失・漏洩

第8条（補償）

契約者がクーポンを利用するにあたり、自己の責に帰すべき事由によって、当社及び認証局に対して何らかの損害を発生させた場合、契約者はこれらの損害又は損失に対して直ちに全額補償し、当社を免責することに同意するものとします。

第9条（対価の支払い）

- 1 契約者は、クーポンの対価として、当社のWebサイトに掲示の金額を当社が別途指定する銀行口座に振り込む方法によって、当社が定める期日までに支払うものとし、振込みにかかる手数料は契約者が負担するものとします。
- 2 契約者が本契約に基づく義務の履行を怠り、当社がクーポンを提供することができない場合でも、契約者は本契約に基づく当社に対する対価の支払義務は免れないものとします。
- 3 第1項に従い、契約者より当社に支払われた対価は、いかなる理由があっても返金しないものとします。

第10条（対価支払いの遅延）

- 1 当社は、契約者からの対価の支払いを確認できないとき又は支払われる見込みがないと当社が判断するときは、クーポンを提供せず、又は提供したクーポンの無効化措置を取ることができるものとします。
- 2 契約者が、支払期日までに対価を支払わなかった場合には、契約者は当社に対して、年利6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。
- 3 前項の規定により計算して得た金額に1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとします。

第11条（割増金）

対価の支払いを不法に免れ、又は免れようとした契約者は、その免れ又は免れようと

した金額のほか、その金額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した割増金を支払うものとします。

第12条（損害賠償）

- 1 本規約に別途定めるほか、当社は、クーポンを販売するにあたり契約者に生じた損害又は損失について、一切の責任を負わないものとします。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、当社が責任を負う場合であっても、賠償額は、当該損害が発生する直接の原因となった本契約の対価の金額を上限額とし、また、その予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害及び逸失利益については責任を負わないものとします。

第13条（不可抗力）

当社及び契約者は、天災、地震、火事、交通機関の労働争議、騒乱、伝染病、納入業者の債務不履行、法令の変更、政府、関連省庁若しくは地方公共団体による規制、指示その他の指導、輸送機関の問題又は自己のコントロールの及ばない事項等の不可抗力によって、相手方に損害が生じたとしても、何ら責任を負わないものとします。

第14条（譲渡禁止等）

契約者は、契約者としての地位及び本規約上の権利・義務を譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。

第15条（反社会的勢力の排除）

- 1 当社及び契約者は、自己又はその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員、代理人又は媒介者（以下「関係者」といいます。）が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」といいます。）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。）
 - (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。）
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団
 - (6) 前各号に定める者と密接な関わり（資金その他の便益提供行為を含むが、これらに限られない。）を有する者
 - (7) その他前各号に準じる者
- 2 当社及び契約者は、自ら又はその関係者が、直接的又は間接的に、次の各号に該当す

る行為を行わないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動（自己又はその関係者が前項に定める者である旨を伝えることを含むが、これに限られない。）をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準じる行為
- 3 当社及び契約者は、相手方が前二項に定める表明事項又は確約事項のいずれかに違反することが判明した場合、何らの催告を要することなく本契約を解除することができるものとします。
- 4 前項の規定により本契約を解除した当事者は、かかる解除によって相手方に生じた損害、損失及び費用を補償する責任を負わないものとします。

第16条（分離可能性）

本規約の特定の条項が、何らかの理由により無効又は執行不可能であると判断された場合においても、残りの条項は有効とします。

第17条（存続条項）

理由のいかんを問わず、本契約が終了した場合であっても、第7条（免責）、第8条（補償）、第9条（対価の支払い）第3項、第12条（損害賠償）、第13条（不可抗力）、第14条（譲渡禁止等）、第15条（反社会的勢力の排除）第4項、第16条（分離可能性）、本条、第18条（準拠法）及び第19条（管轄裁判所）は、期間の定めなく有効に存続するものとします。

第18条（準拠法）

本規約の解釈は日本法に基づくものとします。

第19条（管轄裁判所）

本規約に関する一切の紛争については、その訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

2019年 10月 28日 制定・施行